

令和7年6月議会

生活環境委員会 報告資料

I. 専決処分報告

○ 報告第 25 号

救急活動中の事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

1～2 頁

○ 報告第 26 号

交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

3～5 頁

II. その他報告

○ 令和6年7月に発生した消防学校訓練中の事故に係る再発防止の取り組みについて

7～8 頁

消 防 局

報告第 25 号 救急活動中の事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、救急活動中の事故による損害賠償の額を決定することについて、令和 7 年 5 月 26 日に次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するもの。

事故発生日時	令和6年4月29日（月曜日） 午前8時30分頃		
事故発生場所	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報として認められるおそれのある情報については、掲載していません。		
相手方	住所	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報として認められるおそれのある情報については、掲載していません。	
	氏名	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報として認められるおそれのある情報については、掲載していません。	
事故の概要	令和6年4月29日午前8時30分頃、救急要請のあった相手方の両親が居住する共同住宅において、救急隊員が傷病者である相手方の父を搬出するため、玄関にあった木片をドアストッパーとして玄関ドアの下部に差し込み設置したところ、傷病者の搬出後に相手方の母が木片に気付かずドアを閉めようとしたことにより、当該ドアのちょうつがいを破損させ、損害を与えたものである。		
損害の程度	相手方	人的損傷	なし
		物的損傷	玄関ドアのちょうつがいの損傷
	市側	人的損傷	なし
		物的損傷	なし
過失割合	相手方 4割		本市 6割
損害賠償額	9,900円		

事故現場再現図

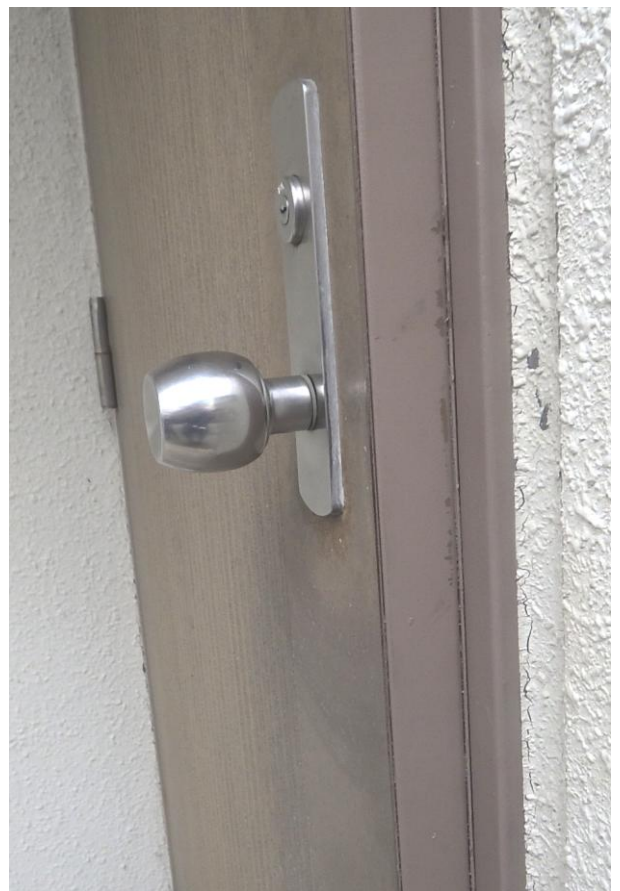
※福岡市情報公開条例に定める非公開情報として認められる
おそれのある情報については、掲載していません。

詳細図



木片

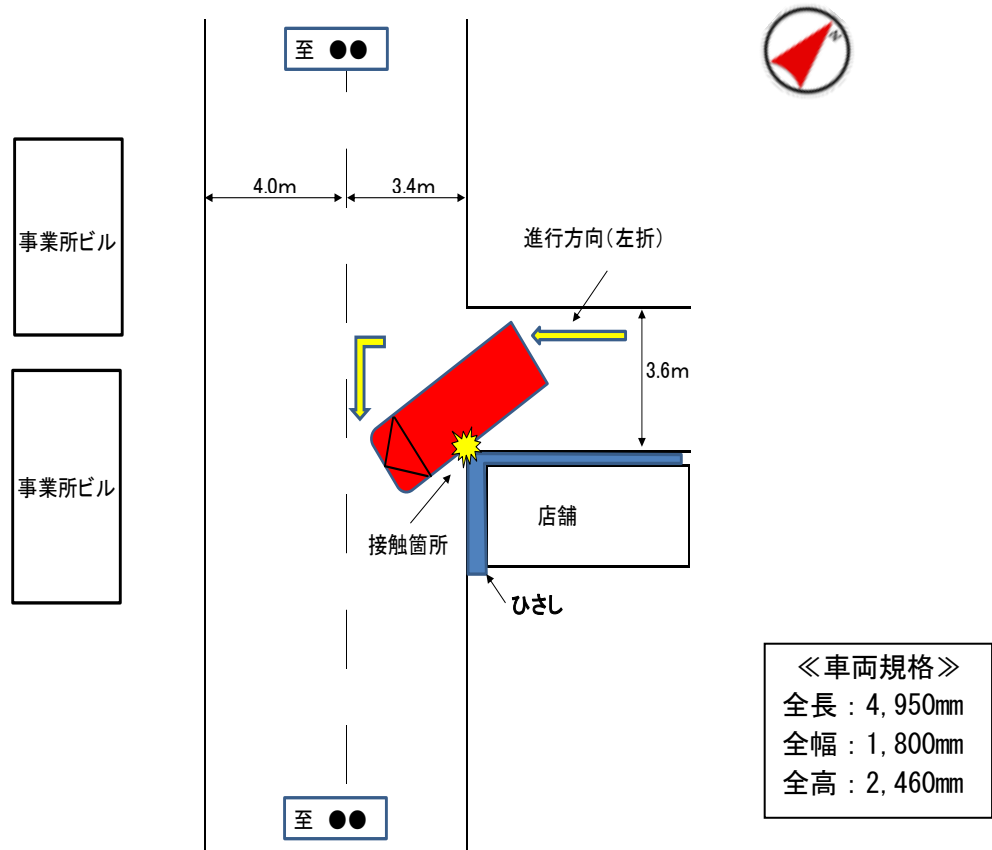
玄関ドア閉鎖障害の状況



事故現場見取図

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報として認められる
おそれのある情報については、掲載しておりません。

事故現場詳細図



相手方 ひさしの損傷状況

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報として認められる
おそれのある情報については、掲載しておりません。

消防局車両の損傷状況



令和6年7月に発生した消防学校訓練中の事故に係る再発防止の 取り組み状況等について

1 事故の概要

令和6年7月9日、福岡市総合西市民プールにおいて、消防学校の初任教育の水難救助訓練中に職員が心肺停止となる事故が発生した。

当該職員は、立ち泳ぎの訓練中に沈んでいくところを水底で監視していた救助隊員に発見され、すぐにプールサイドに引き上げられ、救命処置が行われた後、救急隊により医療機関へ搬送されたが7月17日に死亡したものである。

2 福岡市消防学校訓練中の事故を踏まえた調査検討委員会報告書の再発防止対策と取り組み状況について

(1) 安全を最優先にする組織風土の構築

組織全体で安全最優先の共通認識を徹底し、安全意識の醸成に組織を挙げて取り組むこと。

【取組内容】

安全推進担当部長を設置するとともに、各所属から選抜された職員によるプロジェクトチームを設置し、安全意識の醸成に向けた取り組みを進めている。

(2) 指導者の指導要領の充実

指導者に対する水上安全法の資格取得、指導用テキストや動画等の指導に関する資料の作成など指導者の研修体制の充実を図ること。

【取組内容】

- ・指導者に対して、日本赤十字社水上安全法の資格を取得させる。
- ・指導用テキスト及び動画を作成し、指導者に事前研修を行う。

(3) 学生に対する教育等の充実

学生に対して動画等で事前の教育や健康管理の充実を図ること。

【取組内容】

- ・(2) で作成する資料を用いて、初任学生に対する事前教育を行う。
- ・複数の手段を用いた体調確認を行う。

(4) 技量に応じた段階的な教育の実施

立ち泳ぎは難しい技術が必要であるため、訓練時間を含めた訓練日数の確保を検討すること。

学生の能力に応じて水深が異なるプールを活用するなど段階的に訓練を実施すること。

【取組内容】

座学及び実技合わせて3日間の訓練を行うとともに、実技は水底に足がつくプールで実施する。

(5) 訓練時の安全対策の実施

バディシステムの導入や、教官の監視エリアを分担し明確にするなど訓練時の安全対策を実施すること。

【取組内容】

泳力が同程度の学生同士によるバディシステムの導入や、グループごとに指定した教官等が監視を行う等、安全管理体制を強化する。

(6) 消防学校の体制に応じた安全管理規程等の策定

消防学校教育での訓練において、安全管理に係る任務を明確にした規程等を定めること。

【取組内容】

消防学校において安全責任者等を定めた要綱等を策定した。

(7) 学生のスキルの現場との共有

消防学校での訓練における学生個々のスキルについて、消防署と共有を図ること。

【取組内容】

学生の特性等の情報について、10月からの実務研修先となる消防署と共有を図る。

(8) 組織を横断的に安全管理する体制の整備

組織を横断的に安全管理する部署の設置などについて検討すること。

【取組内容】

- ・安全推進担当部長を設置（再掲）
- ・民間企業、他都市や他機関の安全に関する取組調査等を行う。
- ・管理監督者及び小隊長を対象とした安全管理特別教育を行う。

3 令和7年度初任教育における水難救助訓練の実施について

上記（2）～（6）の取り組みに加え、日本赤十字社水上安全法指導員を講師に迎える等の再発防止対策を講じたうえで、令和7年度の初任教育における水難救助訓練を実施することとしている。